墨田区のお知らせ　NO.1866

すみだ

2017年（平成29年）9/11

毎月1日・11日・21日発行

◆2面以降の主な内容
2面……中小企業等永年勤続優良従業員表彰
3面……講座・教室・催し
4・5面…考えよう！動物との暮らし
6～8面…講座・教室・催し・募集

区制70周年　つながる墨田区

発行：墨田区（広報広聴担当）☎5608－1111代表　〒130－8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号　http://www.city.sumida.lg.jp/

23区初！10月から始まります

ますます広がるリサイクル

食器（陶磁器製）・蛍光灯

実施中

私たちが〝ごみ〟として出しているものの中には、〝資源〟として再生できるものが、まだまだ多く含まれています。区では、資源循環型社会の実現に向けて、リサイクルの推進に取り組んでいますので、ご協力をお願いします。
［問合せ］すみだ清掃事務所分室☎3613－2228

食器のリサイクル

「燃やさないごみ」としていた陶磁器製の食器を、リサイクル食器等の原料に再利用します。10月から始める23区初の取組です。

対象になるものは…

●皿、茶碗（わん）、湯呑（の）み、急須など、〝陶磁器製の食器〟が対象です。
●色や模様がついているもの、破損しているものでも対象になります。

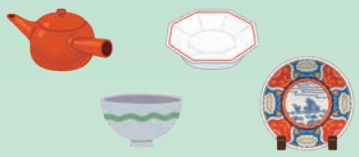

出す前にチェック！

次のものはリサイクルの対象ではありません
▶植木鉢や粘土細工などの土器
▶ガラスやプラスチック、ほうろうなど、陶磁器以外のもの
▶置物や灰皿、土鍋、花瓶など、食器ではないもの

次のことに注意してください
▶同じ形のものをひもやテープでまとめないでください。
▶汚れを洗ってから出してください。
▶急須の茶こしや食器に貼られたラベルなど、異素材は取り除いてから出してください。

区が製作したリサイクル食器

蛍光灯のリサイクル

蛍光灯に使われている水銀や、ガラス・金属類の回収・再利用を進めます。

対象になるものは…

●蛍光灯のほか、HIDランプにも水銀が使われているため、回収の対象になります。
●直管型、丸型、電球型など、形状は問いません。

出す前にチェック！

白熱電球やLEDランプ等は、水銀が使われていないため、対象ではありません。

食器・蛍光灯の出し方は？

●「燃やさないごみ」の日に、集積所に出してください。
●ほかの「燃やさないごみ」とは分別し、
　▶食器＝中が確認できる透明または半透明の袋に入れてください。
　▶蛍光灯＝袋には入れずそのまま出してください。
●割れている場合は、厚手の紙などに包んで「危険」と表示してください。

食器

蛍光灯

ごみの減量を進めるために

■生ごみの水切り
生ごみに含まれる水分は、「燃やすごみ」の約2割（区内で年間約1万トン）もあります。生ごみを〝ひと絞り〟すれば、ごみの減量に大きな効果があります。生ごみは十分に水切りしてから出してください。

■雑がみのリサイクル
お菓子の紙箱、チラシ、パンフレット等の紙類は、「雑がみ」として貴重な資源になります。紙袋などに入れて、「雑誌」と同様「資源物」の日に出してください。

「粗大ごみ」収集の申込みは、便利なインターネットで

「粗大ごみ受付センター」のホームページから、24時間申込みできます。その場で、収集日時も決められます。申込みのページには、右のコードを携帯電話等で読み取ることでもアクセスできます。

コード

【インターネット申込みでできること】
●収集の申込み
●申込内容の確認
●品目ごとの手数料検索
●粗大ごみ処理券取扱所検索　ほか